

学校法人加計学園役員報酬及び評議員手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人加計学園（以下「学園」という。）の役員報酬及び評議員手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、第3条(1)から(4)を除く常勤の理事をいう。
- (3) 非常勤理事とは、前号以外の理事をいう。
- (4) 常勤監事とは、定められた勤務時間中に勤務する体制にある監事をいう。
- (5) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。

(報酬及び手当)

第3条 役員の報酬月額は次のとおりとし、常勤監事の報酬月額については、理事長が決定する。

- (1) 理事長 283,000 円
- (2) 副理事長 269,000 円
- (3) 専務理事 253,000 円
- (4) 常務理事 234,000 円
- (5) 常勤理事 164,000 円
- (6) 非常勤理事 164,000 円
- (7) 常勤監事 250,000 円～350,000 円
- (8) 非常勤監事 135,000 円

2 評議員の手当は次のとおりとする。

- (1) 会議出席手当 1日 10,000 円（源泉徴収税を除く）ただし、書面による出席の者には不支給とする。

(支給方法)

第4条 役員報酬の支給は毎月27日とする。ただし、当該支給日が休日等の場合は直前の金融機関営業日とする。

2 評議員手当の支給日は原則会議の開催日とするが、遠隔地によるオンラインシステムによる出席者は後日支給とする。

3 第2条第1項の役員報酬については、月の中途において就任又は退任した場合も全額支給する。

(費用)

第5条 役員及び評議員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(作成)

第6条 学園は、毎年会計年度の終了後3ヶ月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

(公表)

第7条 学園は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給基準として学園のホームページに公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和元年12月24日第11回理事会）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月26日第11回理事会）

この改正規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日 第16回理事会）

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年6月13日開催 理事会確認)